

議案第38号

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例

杉並区立消費者センター条例（昭和47年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「資料」を「情報」に、「展示」を「提供」に改め、同条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

（4） 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する消費者事故等の発生に関する情報の交換に関すること。

（5） 関係機関との連絡調整に関すること。

第2条の2の次に次の2条を加える。

（休館日及び開館時間）

第2条の3 消費者センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

（消費生活相談を行う日及び時間）

第2条の4 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、規則で定める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（職員）

第8条 消費者センターに消費者センターの事務を掌理する所長を置く。

2 消費者センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置く。

3 前2項に定めるもののほか、消費者センターに必要な職員を置く。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第9条 区長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員に対する研修)

第10条 区長は、消費者センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第11条 区長は、消費者センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費者センターの組織及び運営に関する事項等を定める等の必要がある。

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 消費者センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 消費生活に係る<u>情報</u>の収集及び<u>提供</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>消費者安全法</u>（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する消費者事故等の発生に関する<u>情報の交換</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>関係機関との連絡調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p><u>(休館日及び開館時間)</u></p> <p>第2条の3 <u>消費者センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。</u></p> <p><u>(消費生活相談を行う日及び時間)</u></p> <p>第2条の4 <u>法第10条の3第2項に規定する消費生活相談を行う日及び時間</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 消費者センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 消費生活に係る<u>資料</u>の収集及び<u>展示</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

は、規則で定める。

(職員)

第8条 消費者センターに消費者センターの事務を掌理する所長を置く。

2 消費者センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置く。

3 前2項に定めるもののほか、消費者センターに必要な職員を置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第9条 区長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員に対する研修)

第10条 区長は、消費者センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第11条 区長は、消費者センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該

情報の適切な管理のために必要な措置
を講じなければならない。

(委任)

第12条 略

(委任)

第8条 略